

四日市市告示第 174 号

令和 3 年 2 月 19 日付四日市市告示第 50 号の告示につき誤りがあったため、下記正誤表のとおり修正する旨公告する。

令和 3 年 3 月 30 日

四日市市長 森 智 広

正	誤
<p>1 目的</p> <p>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項及び附則第 7 条第 2 項の規定により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。</p>	<p>1 目的</p> <p>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条の規定により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。</p>

(政策推進部 新型コロナウイルス感染症対策室)